

事務連絡
令和5年5月25日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の
施行等に係る自治体向け説明会について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第96号。以下「改正法」という。）が令和5年4月1日に一部の規定が施行され、令和6年4月1日施行の一部の規定についても、令和5年度中に準備いただく必要があることから、令和5年3月28日に説明会を開催したところです。

引き続き、改正法の施行についてご準備いただいておりますが、特に、令和6年4月1日施行に関する事項について、改めてご説明の場を設けさせていただきたいと考えており、下記のとおり、説明会を開催させていただきます。

大変お忙しいところ恐縮ですが、御参加いただきますようお願いいたします。

記

○ 日時：5月29日（月）13：30～14：30

○ 議題：


1. 予防計画について
2. 医療措置協定について
3. 医療計画について

○ 開催場所：██████████
██
██
██
██
██

(Youtube 視聴 URL)

<https://youtube.com/live/5WwkPm-dRC0?feature=share>

○ 留意事項

- 多くの自治体に御参加いただくため、各自治体それぞれで1アカウントまでとさせていただきます。
- Youtubeによるライブ配信も予定していますので、御活用いただきますようお願いいたします。必要に応じて、衛生主管部局に限らず、関係する部署にもお声がけください。

【連絡先】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部